

## 市内各地にある文化財

私たちが、毎日生活している身の回りにも石仏や旧街 道跡など多くの歴史を知る資料があるものです。これら の文化財を改めて見つめ直してみようと市内文化財めく りを、さる6月8日に実施しました。今回のコースは森 立峠を中心として、旧荷頃村方面について目を向けてみ ました。参加された方は、こんなところにこんな物があ ったのか、と驚きの声をあげ、そして文化財について一 層関心を高められた様子でした。

なお、この文化財めぐりはこの後、秋に市内と市外の 2回実施します。行先など内容は広報等でお知らせしま すから、ぜひ参加ください。



文化財めぐ



-森立峠にて見送り地蔵の説明を-

## 市史の勉強会 第1回を開催

~~~次回は7月15日(日)~~~

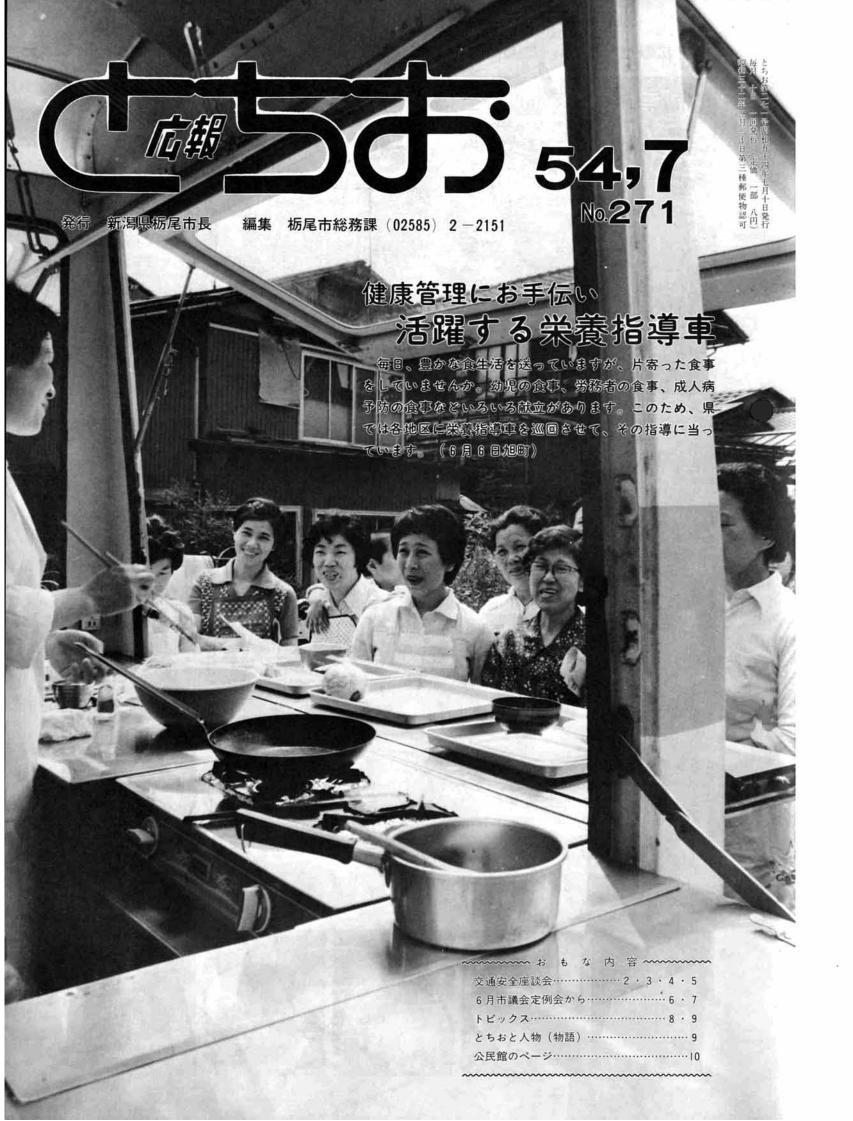


教育委員会では、郷土の歴 史に関心を持ってもらう為の 事業の一つとして、さる6月 10日に「歴史と文化財を知る つどい」の第1回の講座を開 きました。教材には、市民の 多くの方から購入していただ きました「栃尾市史」を利用 しました。とかく活字はとり つきにくいものですが、この 解説を市史の編集を担当した 先生からわかりやすく話して いただきました。

今回は、越後の国というも のが誕生してから上杉謙信の 登場するまでの時代について 講義していただき、36名の方 が出席されました。

次回は7月15日に「戊辰戦 争と栃尾郷」を開催します。

将来の民俗資料館の建設にむけて 教育委員会では現在、各家庭でこれ まで使われてきた民俗資料の収集作 業を進めております。民俗資料とは 私達の先人の生活のようすを示す資 料で、農作業用具や台所での道具、 宗教に関するもの、年中行事に関す るものなど生活の匂いのするものは 全部といってよいほど広い範囲の文 化財です。お手もとにこのような資 料をお持ちでしたらぜひ、教育委員 会に提供くださいますようお願いし ます。なお、これら民俗資料の宝庫 ともいえる旧家を取り崩す場合には 事前に教育委員会までご連絡をいた だければ幸いです。



しながら帰ります。

登校集合地に集って、

人もかます。 横断歩道でない所を横断す

がわからず危険です。

横断歩道で手をあげて

止めておくと、車から横断者らいたいと思います。ここに止めておかないようにしても

な

ましたが、どっちが多いと守らない人両方があるとい

ちが多いと思

交通ルールを守る人、

うかなあー。















きは、歩道いっぱいに歩いてれているようですが、帰るとれているようですが、帰るとれているようですが、原るとれているようですが、たると通勤するわけですが、たるは、歩道は、塩谷、栃尾、東

る時間が違うこともあって 小学校でも学年によって帰

上級生が付き添っているわけ

いるようで心配ですね。







阿部 そうですね。動作は大 のではなく、手を大きく振り 大切だと思いますよ。 転者に意志表示をすることが まってもらいたいです。 いる人を見かけたら、 「止まってくださいよ」と運 手はなんとなく上げ そして動作が大きいば すぐ止

るんだな」ということがわかが合えば、「この人は横断すかりません。運転者と目と目 いては、横断するかどうかわませんね。よその方を向いて運転者の方を見なければなり けることですね。そのうえ、 アクセントをつ もらいたいですね。運転者もい」という念を込めて上げてわないで、「止まってくださ たいです から、止まってくれてありが目的地へ早く行きたいのです 手を上げる動作をしてもらい とか、あたりまえだ」とか思 を上げれば「車は止まるんだ とうという気持をこめながら と思います。

かりでなく、

交通標識をよく守って

交通ルールを守っていると思ったわけですが、みなさんはに対して、いろいろ注文がある会 みなさんから、運転者 ほしいと思いますね。 児 危険を感じる 童の 下

めて、

軽く会釈す

るくらいの

交通ルールを守ってくれたこ

人を敬愛する気持をこ

止まった車の運転者には、

り止まりますね。

意志が運転者に通じれば、運心掛がほしいですね。こんな

ら、もし止まらないと道路交らないことになっていますかきは、車は止まらなければな 通法の違反になります。 道を渡ろうとする人があると 手は何んで上げるの

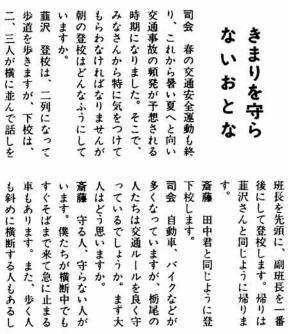
り、かならずしも守っている後を確認せず横断する者があ

斎藤 急ぐときなど、左右前

あるところは歩道を歩いてくめるる所は、がんぎを、歩道の今井 私どもは、「がんぎのは、がんぎの っても、道路を横断するとき ですね。それから信号機があら横帯に歩くのは、やめたい 韭沢 の行動が問題のようです ようですが、家へ帰ってか 登校のためルールは守られ 司会 登校するときは、集団 とは思いません。

すが、ま ますね。 下校のとき、話しなが まだ守らない人があり 題のようですね。家へ帰ってから





ルを良く守 まず

を含む運転者にどんなことをことですが、.自転車、自動車

望みますか。

横断歩道の近くに車を

栃尾の などが

司会

歩く

人は、

あまり交通

多いと思います

ルールを守らない人が





全座談会

























酒 今 井 井

東谷中校長市交通指導員

司会=市交通公

害係長



栃尾南小六年

阿韮田斎部沢中藤

輝 佳次 江

栃尾警察署交通

東谷中三年生

栃尾東小六年生

課長



なけ

ればなりません。

歩いた場合と、自転車に乗

めには、交通のきまりを守ら阿部 交通事故にあわないた

らがありましたら…

走り





# った場合を話します。



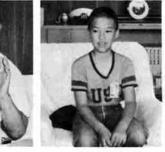








司会 今日は、栃尾市から交司会 今日は、栃尾市から交の上にいただきましたが、学校や家へ帰られたら今日話し合ったことをもなってのである。







たが、井 ますが、気をつけなければなざけた乗り方をする人があり らないと思います。 自転車に乗るとき、

ころは、 ければなりません。 当数の欠陥車がありました。 おり、自転車を点検したら相 ーキなどの 先般、交通安全教室の自転車の話しが出まし 必ず修理しておかな 効きの悪 43

ださい。自転車の進行は、一点検を怠らないようにしてく. く守ってもらいたいことです。を渡るという三つの原則を良道路を渡るときは、横断歩道 い道に出るときは、必ず一旦列であること。細い道から太 歩くことです。三つ目として 二つ目は、歩道、 自転車は、 ところでは、 乗る前に点検し 道路の右側を

角に回ることです 停止すること。 それから自動車の速さにも るときは、道路の左側を直止すること。交差点を右折

をしてもらい

皆さんからいろいろ話

ことでするまりを守る

事故の絶滅

課長さん、校長先生、

今井交

る車は、一秒間に約十一にも 住意しなければなりません。

意しなければならないことがまからの夏休みを前にして注らなければならない点、七月

係がありませんが、飲酒運転また、皆さんには、直接関 件も警察でわかりました。皆なりません。今年は、もう三 をなくするようにしなければ

れた路側帯を歩くことです。か、道路の端に二本線の引かその一つは、歩く場合、歩道きには三つの原則があります。 路側帯のな 今井 さんが家へ帰ったら、

危険な

とはいわず、皆んながルールていないようです。この大人ているはずの大人が一番守っ 話してください。 飲酒運転は絶対しないように を守ることが事故をなくす 交通ル ルを一番知っ

根本です をよく守ってほしい 小学生に望みたいこと て

をすると、急いで家へ帰るのをすると、急いで家へ帰るのかになり、事故に遭った例がかになり、事故に遭った例が 酒井 をしないことですね。忘れ物それから、登校には忘れ物 所で遊んでもらいたいですよ。 きまり は、下校時も登校時のよう ね。家へ帰ったら安全な場





りで、

この時間帯に事故が多

いたり、

たり、遊びに夢中になった 子供達は、勉強で疲れて



# 進んで注意を

司会 警察署の交通課長さん 気をつけたい時間です。 は

事故が三件、自転車の事故が年です。このうち歩行者が三件です。このうち歩行者が三件です。このうち歩行者が三件です。このうち歩行者が三件です。 日です。一般的には、土曜、は、金曜日が多く次ぎに火曜いて荷頃地区ですね。曜日でいては、大 時間別では、 事故が三件、 天候別では、雨の日が多く、日曜、月曜が多いのですよ。 午後四時から午

ばらにしかも、横に広が気のゆるみも手伝って、 ることと、 家に 横に広がって、ばら



阿部 した事故は二十三件で昨年に 今年は、 昨 まで発生

番事故が多い なさんと共に交通事故ゼロを ことです が多いのですがね。 めざしましょう。 市内を地区別にみると、 4ですから、これからもみ事故は全くない方が良い 七月、八月そして十二月 栃尾市では、 栃尾市では、 ようですね。 全県的に 栃尾市では、九月が一 のですか。 いつがー る例もありますうのに、無理な

司会 交通事故を防ぐために

自動車が直前に来ていると

無理な横断をして

飛び出し事故ですが、歩行者の事故の原因は。

どんなことに気をつけたらよ

左右

とき、 今井

ヘルメットをかぶりま自転車やバイクに乗る

イクに乗る

れも心配のたねです

ta

を見ることがあります

が、 る光景

比べ六件少なくなってい

ます

話しをしながら帰宅す

めないと価値がないから締めすが、あごひもをきちんとし

手を上げるなど良く守っても婦人の方からは、横断の際、ルを守っていませんね。特に

は

阿部 子供に比べ大人がル

阿部

てもらいたいですね。

子供の事故は、

午後二時か

ら午後六時の間が多

いようで

二人乗りをしていたら注意す上級生が飛び出しや自転車の から、 さっさと渡ることです。 そ前後をしっかりたしかめて、 るために、 いう勇気が大切だと思い 横断するときは、 事故を少しでもなく 僕たち小学生でも

なくすれ

きです。 ルを守って堂々 者も運転者もル と行動するべ

ールを守らなければなりませかりでなく、歩行者も交通ル阿部 そうですね。運転者ば















成に伴い再開発をしようとい光事業を、刈谷田川ダムの完

観光事業計画

部が越後三山只見国定公園、うものです。幸い守門岳の一

奥早出粟守門県立公園になっ

近に市民テニスコートを建設栃尾中学校野球グランド附

市民スポーツ施設

関する陳情―見附駅貨物利用 合長理事▽貨物取扱駅存続にに関する請願=栃尾市農協組

西谷川堤防改良工事等に関す商工業者代表栃尾商工会長▽

る陳情―表町区長(旧岩神)

# 武士俣氏を再任

栃尾市収入役の武士俣辰三氏は 7月7日任期満了のため、市長は 同氏を再び選任することとし、 月29日の市議会本会議で満場一致 の同意を得ました。

武士俣氏は、昭和46年3月市役 所を退職。昭和46年7月8日収入 役に就任以来今期が3期目。栃堀 の出身で63歳。

# 収入役に

災害復旧費

校) 五百三十七万円三・三一風害復旧費(小学校八校、中学校四



下塩小グランド整備費西谷運動広場取付道路工事

へき地学校牛乳冷蔵庫購入費



単一的な事業実施は、三年ご現目標は、昭和六十五年とし行っています。見直し後の実 になってきました。現在、企当然のように、見直しが必要 画調査課でその見直し作業を た結果、計画どおり実施する き、経済に大きな影響を受け が、昭和四十八年秋のオイルシ ことは困難になり とをひとくぎりに行う予定で このことから、 ックで物価などの高騰を招 総合計画も

す。守門一帯を再開発する構想で

移転後の跡地利用栃尾南小学校

に体育館、五十パプー成を計画しています。 民館などを建設する予定で、

価格ならびに地域農業を振興▽昭和五十四年産米政府買入

採択されたもの

本政策および米穀政策確立等

所得向上をめざす農業基

文字通りの文教公園にしたい 市民の憩の場として公園造 ル、公

継続審査となったもの 尾南小学校通学基幹道路

域と一貫した観光ルーていることから、これ

これらの地

るため、現在、設計を進め

外客の誘致に努めようという

を建設するために、

するために、現在その、西谷地区に運動広場

市民はもとより市

ています。

また、

消

防

土ヶ谷器具置場及び火見櫓移転工事

教

二年計画で自衛隊の訓練作業 建設場所は、北荷頃中崎地計画作業を進めています。 百二十に四方以上のグラ三万六百十五平方にの中 九月から行うことにして を造る予定で、 工事は、

建設機械借上料土地購入資金利子補給金雁木建替補修工事補助金

道路排水路整備工事(工業用地)

にれを支援する一方、道院、 をもっていることから、市も をもっていることから、市も をもっていることから、市も

栃尾市農協は、ダム周辺にものです。

## ± 木

ブルド 来伝・吹谷・田之口線ほか道路修繕工事

道路用地購入費(山田、土ヶ谷、本津川線他) 山田・土ヶ谷・本津川線外改修工事(なだれ測量、地質調査委託料 七百五十万円 道路用地購入に伴う諸補償料 -ザー購入費 二百三十五万円 九百九十六万円 二百五十六万円 三百二万円

金沢・平堤防線改良に伴う諸補償料外金沢・平堤防線改良に伴う用地費(七百万円山田町・原線改良工事外)(三千八百万円 百四十三万円 四百万円

道路舗装工事(東が丘)境界塀工事

(上の原住宅)

**自三十五万円** 





### 請願・陳情などを審議し、それぞれを可決し国民健康保険税条例の一部改正など八議案、 たって一般質問があり て閉会しました。 二十九日まで 六月定例市職会は、 騰会では、 開かれ、 市 、一般質問があった後、、さる六月二十一日から の 将 所得が上がって 来計 ハ四四万円を補正 画に ることと、 一般質問

動施設の設計、⑤農業基盤整備の取り組み、指定市としての対応、③観光事業計画、④運搬ともいう①総合計画の見直し、②不況産地 施設、③保養施設・スキー場の新設について熱利用と温水ブールの建設、⑧市民スポーツ ⑥栃尾南小学校移転後の跡地利用計画、①廃 などの質問がありました。

は次のとおりです。 今議会での一般質問の一部 総合計画の見直し

って、市条例を改正したものら、地方税法などの改正に伴ら、地方税法などの改正に伴

現目標年に定め、三年ごとに に策定して、 合計画は、昭和四十八年三月栃尾市の将来像を描いた総 て実施してきたものです。 て、昭和四十八年三月、昭和四十八年三月

商

I

刈谷田川ダム竣工記念樹移植委託料(松の木)

ブミラー―半蔵金・真木線)林道安全施設設置事業(ガー

レール、カー二十四万円

来伝・吹谷・田之口線

八十万円

銘柄米生産出荷モデル集落育成事業費補助金

九十六万円

=中野俣

(天平地区)

地域中核施設整備事業補助金(桑苗=

上げ「二十二万円」にしたも

国民健康保険税の課税限度

三万円を引き上げ国保の課税限度額

「十九万円」を三万円引き

帯の基準となる一人当りの算です。また、低所得者軽減世

これは、

おもに被保険者の

き上げ「十六万五千円」にし€ 定額「十六万円」を五千円引

## = 6月定例市議会から =

## 民 生

農林水産業費

百八十一万円 三百万円



# 総

おもな歳出 総合計画見直調査委託料公営企業会計繰出金 市勢要覧作製費

辺地対策事業債

繰越金 除雪機械整備費補助金 市町村道路事業費補助金街路事業費補助金 街路事業債

地方道改修事業債 二百九十万円 三百十万円

二千四百九十万円 二千七十二万円

五百八十万円

二千九百万円

三千万円

おもな歳入

地方交付税

**普通地方交付税** 

国庫支出金





上塩小学校PTAでは、全校児童が楽しい学校 生活を送ることができるようにと、鉄棒やジャン グルジムなど、遊具や体育館のドアのペンキ塗り・ 交通標識の作製・花壇の造成・学校まわりの清掃 奉仕に汗を流しました。(6月10日)





渡れるようになりました。(六月いた園児たちも、保母さんにはど歩道の渡り方を練習しました。月 中央保育所と東が丘保育所の園児たちが、 保母さんにはげまされ



新潟県身体障害者体育大会第6地区大会が、栃 尾市を会場に開催されました。選手は、各種目に 一生懸命頑張りました。(6月3日)



、自校の名誉のため頑張りました。(六月六日)各中学校の選手達は、応援団の声援を一身に受 を会場に開催されました。 市内中学校陸上競技大会が、栃尾中学校グラン

10日99日及

# とち お Y

# 栃尾町政に献身しな味噌醤油醸造業と

関ったのが大正十二方面に亘るが、初ま

北十三年、三十 初めて政治に

うものである。

物

物物

語

(110)

# 作 たと

庄屋と呼ばれ、代々庄屋を動より続いており、通称、下のいつたえ)によれば室町時代 て有名な角左エ門が出、縱神頃には栃尾織物の貢献者とし れている。 **いった。** 造業を創め、屋号を大和屋と 様として『貴渡神社』に祀ら社で有名な角左エ門が出、織神 孫にあたる米治郎が分業して めている家柄である。 栃尾に居を構え、 栃堀の植村家は、 この角左エ門の曽 味噌醬油醸 口碑(言 天明の

により、遂次社会的也はではあったが、物静かでいつではあったが、物静かでいつではあった。そも穏かな面持ちであった。そもではあったが、物静かでいつ 極めて好評であった。 た。大和屋の白醬油といって 色合いと風味の醬油を創造し 七歳にして父を失い、日に生れた。しかし、 励、家運の隆昌に懸命の二代目を相続した。 として明治十 米作氏はこの米治郎の長男いった。 まし、考案工夫して独特の家蓮の隆昌に懸命の努力 格\*大 わ 動t和 ず 精\*屋 か わず

った。町では町当局、町会、 
一セントにも満たなかった。 
一セントにも満たなかった。 
その上、橋梁の流失・道路堤 
被害を受けなかった家は十パ 七戸、半塊二百三十、流失家屋五十九戸、・ 焼き家屋五十九戸、・ 舞われ、殊に栃尾町・ 致で復興に取り組んだ。 復興委員会をはじめ、# 致で復興に取り組んだ。復興委員会をはじめ、挙町一のた。町では町当局、町会、 、半墩二百三十九戸、埋家屋五十九戸、全埭二十 殊に栃尾町は全町泥 床上浸水九百十七 死者四十七名

また、

以来、 及び市の資料によれば、大正六歳の時からである。植村家 0 年間であるから、半生を町政任期間は終戦時までの二十四 に尽したといえよう。 栃尾郷は未曽有の大洪水に見 間であるから、 端を紹介す 当選することし回。 町会議員としての活躍 町会議員に初当選して る。 八日

は実現しなかったが、金沢部落が反対し、結果的に会と憲政会の政争の具となり 県会に陳愭、働きかけた。も兵衛、佐藤末吉と共に県及び長、大崎織物組合長、酒井又長、大崎織物組合長、酒井又現のために、九月二十三日、

っともこの計画は郷内、

政友

が、田村清次郎、植村米作、て憲政会幹部会が開催された 町民を代表して出向、 佐藤善作、 決につき想請した。

活躍した。 るなど、 金沢部落との

**貸出しするよう交渉に出向い** 認められたので、県に早低利資金十七万が大蔵省 勧業課長として機業 界に早急にか大蔵省から

学校移転経費分担金について身変更問題のみならず、農商一人として出席した。単に河 村氏は勧業課長となっている。のため組織替えをしたが、植復興委員会では、陣容強化 県と折衝する 十一月十九日、 会談には、七名の町側代表の 月十九日、新潟市にお 佐藤末吉の四氏が 問題解

困っている人達は慈父に対すな魅力をもっていられたからっていられたから は敗え刃しる。これた職役もの、または選任された職役によったもの、委嘱された れる。 つづく。(那須は数え切れぬ程である。 命ぜられたもの、委嘱され、判所、税務所、警察署等から 真面目さが買われて、 る思いであっ 氏の公正さ、 たことと察せら 誠実さ

も大きなものは、刈谷田川の 栃尾町の復興計画の中で最 部落の中を貫通さ って、 この計画の 色を失って帰町した一幕もありき受けなければ貸出しは大 た。

次に県より昭和五年・七年て県会議員に当選した。 に加えて、 の活躍の るところで 活躍とその為人の然らし 座にあり 数年間の長期に亘っ 昭和十三年六月 あろう。 得たの 町会議員 f 氏 t あれ大

に、対人関係等に困っているのがある。金銭的に、家庭的には正に氏の面目躍如たるも を命ぜられている。この仕事 人達のために、 十二年の三回、 (現在の民生委員の前身) 何時も広く 新潟県方面 委

## PEN OZ



栗山沢小学校の3・4年生(担任渡辺先生)の 児童7名が、社会科の勉強として市役所見学にき ました。(6月15日)

5



住宅心身障害者施設「守門の里」の入所者が、 積極的に社会参加しようと、楡原地内の一般道路 の草刈り奉仕を行いました。(6月15日)





い箇所が 呼びかけ て、市内の河川をパトロー:河川管理者等のみなさんが、 あいかわらずゴミの不法投棄や水の汚れのひど あり、 てい きれ いな河川を」と市民の協力を 環境週間の一環と

PEYTZ

た内容は、次のとおりです。の一部改正が行われました。

年金受給者には

先の臨時国会で、

れました。改正され、農業者年金基金法

未

加入者に救済措置

新潟県栃尾市長

栃尾市総務課 (02585) 2-2151

胃ガン検診

市は、8月20日から9月4日まで(土・日は除く) 胃ガン検診を実施します。ガンは死亡率の第2位を 占め、早期発見の必要性がいわれています。ぜひこ の機会に受けてください。

申込書は、各区の区長さんを通じて回覧しますの で、7月末までに申込んでください。

なお、過去胃の手術を受けたことのある人は、申 込まないでください。

対象者▶満40歳以上の栃尾市の住民

松の葉が枯れて

黄色に変色したり、

松ヤニが出ていない松

しらせください。ご協力をお願いいたします

(公二局二一五一番

内線二三二番

(○市の国民健康保険に加入している人 1,200円 ○その他の人1,700円

会 場▶市役所

〈注意〉申込んだ人には、後日、日時を記入した個 人通知を差し上げます。

※胃ガン検診についての詳細は、市保健衛生課予防 係(☎2局2151番内線243番)におたずねくださ

血 猫

7月26日(木)

人口 31,790人

市役所市民ホール

٤ 国民年金定例相談所 市役所市民課 午前八時三十 付加保険料など、 七月二十五日 厚生年金と国民

入時期を逸し現在まで農業者年金に農業後継者の確保という目的から、

O

ることになりました。 農業後継者には加入時期を逸した

スライド制により 未満であっても、 消費者物価の上昇率が五パ 今年度に限って物価 三・四パーセン 年金給付額を改定 よって、 セン

次の基準に該当す なお、 (ただし、六十歳の誕生日の二日前一日までに申出た人が加入できます 加入できるよう ることになり この救済措置 七月三日から昭和十五年 昭和五十四年 前月までにつ 四年十二月三十 加入できる人 する措置が

## 7月分の納税通知書

降の徴収税額で調整します。徴収した保険税は、八月分以 民健康保険税納税(暫定) この通知書は、 健康保険税条例第十 徴収の特例による保険税額 この徴収の特例によって、 栃尾市国

税

務

相

談

日

女 16.248人

税 0 金 ▷固定資産税 ▷国民健康保険税 7月31日

市のようす(5月末現在)

▽相談内容 所得料。 ٧ 長岡税務相談室 市役所市民相談室 午前十時から 七月二十五日

男 15,542人

₽ んでも気軽にご相談ください 行 市役所市民相談室午後三時まで午後三時まで 政 相 談 日

世帯数 7,641

## 初心者水泳教室

市公民館では、水泳教室を開催します。 ▶募集期間 7月20日~7月28日 ▷対象者 一般成人 (高校生以上の人) ▷定員 50人(定員になり次第締切ります)

| Ī | 月           | Ħ                | 時 | 間            | 会場    | 対     | 象             | 者 |
|---|-------------|------------------|---|--------------|-------|-------|---------------|---|
|   | 3<br>5<br>6 | 8<br>8<br>8<br>8 | 3 | 時30分<br>時30分 | 栃中プール | 1 200 | 交生」<br>の<br>の |   |



日までに経費千五百円を 七月十日から七月二 (0) 時三十分~ 市公民館 十五歳以上の男女三 千五百円 市公民館に申 を入れるもの) -分~午後四時、二十九日(1)、. なお、

第2回 コラージュ 習

### 第19回少年少女球技大会

54・7・10発行 кылдалындашиндишкенин кылдалындын (4) инжинин кылдагын (4) инжинин кылдагы

会を次の要領で行 ₩詳細は、市公民 館へ申込む。 時までに市公民 学生女子)、バポートポール(小 F込先 七月 五日水、午後五 中学生男子) 館におたず 出・十九日印 野球(小・栃尾高校、 八月十八日 栃尾東小 栃尾中学 ル (中

7月は"社会を明るくする運動"月間です ~防ごう非行、あなたとわたしのつなぐ手で~

保護観察協会栃尾支部・栃尾地区保護司会

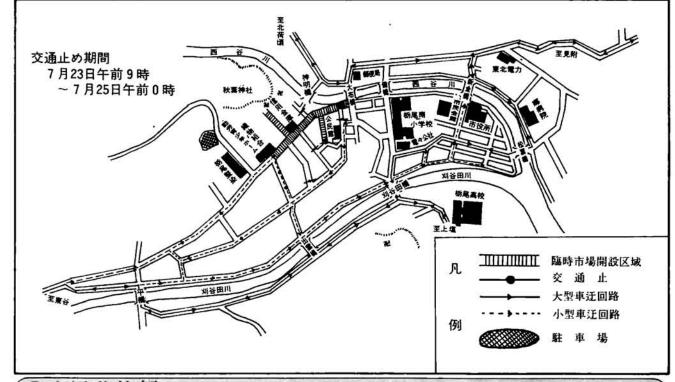
#### 7月23・24日 くうま市〉 臨時露店市場開設で交通規制

-規制のおもなもの

交通止 ……谷内通り、大布橋~織物組合前

「仲幹線……今井電化~山平小路 (上り一方通行)

出雲小路……丸栄機料横~出雲橋(刈谷田側方行 一方通行)



◎市民芸能祭第一夜「サマーコンサート」 8/5 午後7時~9時 市民会館大ホール

# ご活用ください

#### 4. 中小企業経営安定資金 一運転資金を必要とする方に一

|              | 資                    | 金       | 名            | 融                                       | 資            | 対           | 象                    | 貨   | 付                 | 限                         | 度     | 利                        | 華       | 貸付・返済方法                         | 担保等                       |
|--------------|----------------------|---------|--------------|-----------------------------------------|--------------|-------------|----------------------|-----|-------------------|---------------------------|-------|--------------------------|---------|---------------------------------|---------------------------|
| (1)          | 普                    | 通       | 取 扱          | 中小企業組合等                                 | 者、2          | 事業協同        | 組合協業                 | 中/組 | 合                 | 業<br>,0007<br>,0007       | 2/245 | 信保化<br>年6.<br>その他<br>年6. | 0%<br>也 | 2年以内                            | 原則として、保証<br>協会の保証付とす<br>る |
| (2)不況業種特別措置  |                      | 不況的融    | 模種対策<br>資    | 100000000000000000000000000000000000000 | が (i<br>) 約1 | 及近3か        | た業種<br>月) 前年<br>減少して |     | 2,50              | 00万円                      | 9     |                          |         | 5年以内<br>(据置3か月以<br>上1年以内を<br>含む | (1)と同じ                    |
| <b>(特別措置</b> |                      | 地域<br>融 | 董業対策<br>資    | する中の                                    | 小企刻          | <b>类者</b>   | 業種に属<br>前年同月よ<br>るもの | -   | S. 5. 1. 1. 1. 1. | 業種<br>同じ                  |       | 信保付<br>年5.2              |         | ①の不況業種対策<br>融資と同じ               | ①の不況業種対策<br>融資と同じ         |
|              | 大型措                  | 店進      | 出対策置         | 大型店進<br>けている;<br>中小企業<br>う場合            | か、う          | 是ける恐        | れのある                 | 組中小 | 5,<br><b>小企</b> 剪 | 0007<br><b>集者</b><br>5007 |       | その代<br>年5.7              |         | 4 年以内                           | ①の不況業種対策<br>融資と同じ         |
|              | Property of the same |         | 長興基本<br>詩別措置 | 共同販売とを実施・小企業者・たもの                       | する耳          | <b>事業協同</b> | 組合や中                 | 組中生 | <b>卜企</b> 對       | 000万<br><b>装者</b><br>500万 |       |                          |         | 4 年以内                           | ①の不況業種対策<br>融資と同じ         |

## 5. 政府系金融機関 民間の金融機関から融資を受けることの困難な資金について次の金融機関で補完金融を行っています。

|     | 制          | 度        | 名                                                                                                              | 融                         | 資 対               | 象                    | 資金使途     | 貸付限度                                                 | 利率                                               | 貸付期間                                                |
|-----|------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-------------------|----------------------|----------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 国民  | 普          | 通        | 貸付                                                                                                             | 業など一部<br>①資本金 1<br>②従業員 1 | るを除く)<br>1,000万円。 | (商業、サ                |          | 1,500万円以内                                            | 年 7.1%                                           | 運転5年以内<br>(含6か月据置)<br>設備7年以内<br>(含2年据置)             |
| 金融  |            |          | 等経営<br>金貸付                                                                                                     | 小企業者で<br>商工会議所<br>受けたもの   | r、商工会             |                      | 運転資金設備資金 | 300万円以内<br>(運転資金は 250)<br>万円以内                       | 年 6.6%                                           | 運転2年6か月以内<br>(含据置3か月以内)<br>設備4年以内<br>(含6か月据置)       |
| 企庫  | 貸仕         | ②流 ③安 ④公 | 品質質質質<br>質質質質質<br>素立<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は | 業など一部<br>①資本金 1<br>②従業員 1 | るを除く)<br>1,000万円  | 以内<br>(商業、サ          |          | 制度により 1,800万<br>円~ 2,500万円以内                         | 制度により<br>特別利率を<br>適用                             | 10年以内<br>(制度により異なる)                                 |
| 中小  | _          | 般        | 貸付                                                                                                             | 3,000万                    | 億円以下              | (卸売業は<br>小売・サー       |          | 1億 5,000万円以内<br>運転は 8,000万円以<br>内                    | 年7.1%                                            | 運転3~5年以内(据<br>置6か月以内を含む<br>設備5~10年以内(据<br>置1年以内を含む) |
| 企業金 | 特          | 近代<br>貸  | 化促進等<br>付                                                                                                      |                           |                   | く構造改善                | 運転資金設備資金 | 2億 2,000万円以内<br>運転は 9,000万円                          |                                                  |                                                     |
| 融   | 別賃         | 構造       | 改善貸付                                                                                                           | ・近代化促その関連                 |                   | 定業種及び                |          | 2億 2,000万円以内                                         | 制度により特別利率を適用                                     | 10年以内<br>(制度により異なる)                                 |
| 公庫  | 付          | 公害       | 安全貸付                                                                                                           | る者<br>・安全、衛               |                   | しようとす<br>, 消防など<br>者 | 設備資金     | 2億 2,000万円以内                                         | JE H                                             |                                                     |
|     | 工組央金       |          | 一般貸付                                                                                                           | 中小企業等合等であっ組合となっ           | て金庫に              | 出資し所属                | 運転資金設備資金 | 1組合<br>12億円以内<br>1組合員<br>1億 2,000万円                  | 組合 年<br>6.375~<br>7.5%<br>組合員 年<br>6.75~<br>7.5% | 運転資金 10年以内<br>設備資金 12年以内                            |
|     | 竟 衛<br>融 公 |          | 一般貸付                                                                                                           | 環境衛生関<br>喫茶店、食<br>業、旅館、   | 肉関係、耳             | 理容・美容                | 運転資金設備資金 | 組 合<br>1億5,000万円以内<br>個 人<br>2,200万円以内<br>(業種により異なる) | 基準利率<br>年 7.1%                                   | 運転資金 5年以内<br>設備資金 10年以内                             |

#### ※詳しいことは、市商工観光課、商工会へお問い合せください。

# 各種融資制度

#### 1. 栃尾市が行う融資制度 一設備資金・運転資金一

| 資        | 金          | 名       | 艇                                         | 資   | 対 | 象 | - 5 | 貸  | 付  | 限               | 度 | 利   | 丰    | 貸付                                      | · il | 逐済方法         | 使  |    |    | 途  |
|----------|------------|---------|-------------------------------------------|-----|---|---|-----|----|----|-----------------|---|-----|------|-----------------------------------------|------|--------------|----|----|----|----|
| 新<br>地方産 | 潟<br>E業育成  | 県<br>資金 | <ul><li>市内に<br/>有する</li><li>市、県</li></ul> | 商工業 | 者 |   |     | 30 | 0万 | 円以下             | 勺 | 20  | 25%  | 2                                       |      | 年            | 運設 | 転備 | 資資 | 金金 |
| 栃<br>中小企 | 尾<br>業振興   | 市資金     | <ul><li>市内に<br/>する中</li><li>市税を</li></ul> | 小企業 | 者 |   | を有  | 30 | 0万 | 円以下             | 勺 | 年(  | 5.0% | 100000000000000000000000000000000000000 |      | 内均等割<br>間据置) | 運設 | 転備 | 資資 | 金金 |
| 栃井同      | 尾<br>事 業 1 | 市資付     | ・共同組織で事                                   |     |   |   | の組  | (事 | 菜資 | 円以I<br>金<br>1 以 | ) | 年 6 | 5.0% | 5 年以                                    | 内    | 1年据置         | 設  | 備  | 資  | 金  |

#### 2. 県が直接融資する制度 一設備を近代化するために資金を必要とする資金

|                | 資           | 金           | 名           | 艇                                                | 資          | 対    | 象     | 貸       | 付          | 限  | 度                     | 利   | 率    | 貸付・返済方法                                       | 担保等                                     |
|----------------|-------------|-------------|-------------|--------------------------------------------------|------------|------|-------|---------|------------|----|-----------------------|-----|------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------|
|                | )中小:<br>設備: | 企業<br>近代化   | 資金          | ・県内に<br>・国が指<br>置する                              | 定する        | 業種で  | る者。   | /所      | 10         | 金の | 以下<br><sup>40</sup> ) | l   | 利子   | 5年以内1年据置<br>(4年均等の年)<br>賦償還<br>公害防止設備は12<br>年 | 貸付対象設備に対<br>し譲渡担保を設定<br>し3名以上の連帯<br>保証人 |
| (2)            | 企業資         | <b>美</b> 合理 | 化設備         | ・県内に<br>・生産、<br>と設置                              | 加工、        | 検査の  | る者のおの | 50万     | 900<br>要資  |    | 以下<br>¾)              | 年 4 | 1.8% | 設備近代化資金と<br>同じ                                | 設備近代化資金と同じ                              |
| (2)中小企業設備合理化資金 | 組合          | <b>计</b> 用加 | 施設資金        | 業等協                                              | 同組合<br>合等で | ·共同事 | る中小企  |         | ,200<br>要資 |    | 以内<br>¾)              | 年 4 | .8%  | 7 年<br>(貸付年度据置)<br>6年均等年賦<br>(償還              | 設備近代化資金と<br>円じ                          |
| 理化資金           | 中小設         | 企業I<br>備    | 事業転換<br>資 金 | <ul><li>・県内の</li><li>・事業転</li><li>・知事が</li></ul> | 換法の        | 指定業  |       | 251 122 | ,000<br>要資 |    | 以内<br><sup>3</sup>    | 年 4 | .8%  | 7 年<br>(2年据置、5<br>年均等年賦償<br>遭                 | 設備近代化資金と<br>同じ                          |

#### (3) 中小商業近代化資金 一店舗を近代化するために資金を必要とする場合―

| 繈 | 資 | 対 | 象          | 貸                    | 付                 | 限      | 度          | 期   | 間  | •    | 返         | 済  | 方  | 法                           | 利 | 率    | 担             | 保                        |
|---|---|---|------------|----------------------|-------------------|--------|------------|-----|----|------|-----------|----|----|-----------------------------|---|------|---------------|--------------------------|
|   |   |   | 業所を<br>び組合 | ・所要:<br>・店舗は<br>・共同が | <b>炎装</b><br>施設∖, | 75.038 | 円以内<br>円以内 | ・共同 | 年度 | 据激共同 | 、 4<br>司店 | 年均 | 7年 | 賦償還 <br> <br> <br> <br> 賦償還 |   | 4.8% | - 譲渡担<br>・3名以 | 象設備に<br>保<br>上の連帯<br>が必要 |

#### 3. 設備貸与制度 自己資金の少ない方で、機械設備を貸与してほしい場合は(財)新潟県中小企業振興公社が 行なっている次の制度をご活用ください。

| 融      | 資                  | 対                  | 象                      | 対象設備         | 限             | 度 | 額 | 期 | 間  | 支 | 払      | 保証金、貸付損料                         | 保  | 証    | <b>λ</b>        |
|--------|--------------------|--------------------|------------------------|--------------|---------------|---|---|---|----|---|--------|----------------------------------|----|------|-----------------|
| · 過去 2 | して従<br>事業年<br>5円以7 | 業員が<br>度の平<br>Fである | 20人以下<br>均利益が<br>6企業(建 | 国が指定す<br>る設備 | 20万F<br>1,200 |   |   |   | 均等 |   | 1年間(8回 | 保証金<br>設備額の10%<br>貸与損料<br>設備額の5% | 仁代 | はそ表取 | の他)<br>締役<br>証人 |

1979

い協力くださ

杳

発行 新潟県栃尾市長

栃尾市総務課(02585) 2-2151

(☆二局二一五一番内

児 幼

6か月児検診/茶碗・スプーン・筆記用具を持参く ださい。

3歳児検診/尿検査を実施いたします。 〈注意〉 必ず母子手帳を持参ください。

| 検 診 別  | 月日        | 対象者            | 時間     | 会場 |
|--------|-----------|----------------|--------|----|
| 3か月児検診 | 8月7日(火)   | 54年 5 月<br>生まれ | 午      | 市  |
| 3 歳児検診 | 8月8日(水)   | 51年3月<br>生まれ   | 後<br>一 | 役  |
| 1歳半児検診 | 8月9日(株)   | 53年2月<br>生まれ   | 時まで    | 所  |
| 6か月児検診 | 8月10日     | 54年3月<br>生まれ   | に集     | 别  |
| 乳幼児相談  | 8月27日 (月) | 乳幼児            | 合      | 館  |

#### 胃ガン検診

市は、8月20日から9月4日まで(土・日は除く) 胃ガン検診を実施します。まだ申込んでいないかた は、市保健衛生課予防係に直接申込んでください。 対象者▶満40歳以上の栃尾市の住民。

※過去、胃の手術を受けたことのある人は、申込ま ないでください。

猿 ф とき 8月9日休 ところ 市 役

毎月勤労統 ご協力をい 協力をお 労働省で 市では新町地 この調査内容は、 近日中に調査員が伺いますので、 では新町地区が対象になっている重要な基礎資料となるもので、 には使用 ただ 「毎月勤労統計特別調査」 ら四人雇用 ら四人雇用している事業七月末日現在で常用学 計 たしません。 たします。 たみなさ 労働・ 特 せ 别 経済分野に んに迷惑を なお、 調 また、

#### 出稼ぎ前健康診断を実施

ŧ

労働省では、出稼ぎを予定され ているかたに対して、例年、無料 で「出稼ぎ前健康診断」を行って います。

実施いたします。明るい安全な就 労ができるよう、出稼ぎ予定者は 必ず受けてください。なお、検診 当日、都合がつかない人は、どこ 今年も下記の日程で健康診断を の会場で受けてもかまいません。

| 検診日   | 会      | 場     | 受付時間         | 検診内容 | 対象子定地区           |
|-------|--------|-------|--------------|------|------------------|
| 7月30日 | 半 蔵 金  | 小学校   |              |      | 半藏金地区            |
| 7月31日 | 中野俣ふる  | さと会館  | 午前<br>9 時30分 | 血循圧環 | 中野俣地区            |
| 8月1日  | 西谷地区開發 | そセンター | \$           | . 25 | 荷頃 · 西谷<br>地 区   |
| 8月2日  | 東谷克雷管理 | 里センター | 午前<br>10時30分 | 検検尿診 | 東谷・入東谷<br>地 区    |
| 8月3日  | 栃尾保    | 健 所   | Ð            |      | 栃尾・下塩谷<br>上塩谷 地区 |

#### 栄養指導車日程表

| 月日       | 時間        | 会 場        | 内容       |
|----------|-----------|------------|----------|
| 8月7日     | 午前10時から   | 小貫公民館前     |          |
| (X)      | 午後1時30分から | 土ヶ谷公民館前    | 0 成考乳    |
| 8月8日     | 午前10時から   | 田之口公民館前    | 成人病子乳幼児の |
| 140      | 午後1時30分から | 西中野俣神社前    | 防食事      |
| 8月9日     | 午前10時から   | 明戸区長宅前     |          |
| 木        | 午後1時30分から | 栃堀区事務所前    | シ<br>歯   |
| 8月10日    | 午前10時から   | 塩谷地区開発セ前   | (ムシ歯予防を  |
| <b>金</b> | 午後1時30分から | 山葵谷渡辺弥八郎宅前 | · *      |

### 行政・人権

— 8月24日金—

#### を 実 施 同 談

ません。相談は無料です。絶対他人に漏れることはあり 軽にお | 「「はこか、人権侵害の問国や県及び市に対する行政相談を次々EA」 門家があたり 問題で困ってい なお、 あり 相談内容は秘密を堅く守 0 いて 相談に なさん、 て相談に 市役所大会議室 たら、 ください 一程で行 るようなこと は各担当の専 身の回りの 遠慮なく気 記談の **金** ます。

### 中高年齢者雇用開発給付金

#### 受給できる事業主

- ○45歳から64歳までの人を職業安定所の紹介で常用労働 者として雇用し、その雇用割合や雇用数を高めた事業 主。(54歳から64歳までの人で雇用保険受給中の人は、 安定所の紹介によらなくても可)
- ○指定期間▶昭和54年6月8日から昭和55年6月7日まで。 受給できる額
- ①高年齢者(55歳から64歳)▶採用してから1年間の賃 金に5分の4を乗じ、その次の6か月間の賃金に3分 の2を乗じた額。
- ②中年齢者(45歳から54歳)▶採用してから6か月間の 賃金に5分の4を乗じ、その次の6か月間の賃金に3 分の2を乗じた額。

#### 受給のための手続き

0

0

め

0

を

活

4

○中・高年齢者を採用した日(賃金締切日が定められて いる場合は、その翌日)から1か月以内に、受給資格 決定申請書を公共職業安定所に提出してください。

### 定年延長奨励金

#### 受給できる事業主

○定年を労働協約または就業規則によって定めており、 その定年年齢を56歳以上に引き上げた事業主。

#### 受給できる額

○定年延長によって、延長前の定年年齢を超えて雇用し ている労働者(64歳まで)1人当り年額36万円。

#### 受給のための手続

○定年を延長した翌年の1月1日から1月31日までに、 支給申請書に定年に関する労働協約または就業規則の 写と定年延長関係労働者名簿を添えて、公共職業安定 所に申請してください。

### 継続雇用奨励金

受給できる事業主 (①・②の両方に該当する事業主) ①定年を労働協約または就業規則で定めており、しかも その定年年齢が60歳以上であること。

②①に該当する定年退職者をその退職日の翌日から7日 以内に再び常用労働者として採用し、1年以上雇用す ること。

#### 受給できる額

○毎年1月1日から12月31日までの間において、②に該 当する労働者 (65歳未満に限る) の数に年額18万円を 乗じた額。

#### 受給のための手続

○翌年の1月31日までに支給申請書に定年に関する労働 協約または就労規則の写、継続雇用関係労働者名簿を 添えて、公共職業安定所に申請してください。

※詳細は、長岡公共職業安定所栃尾分室(2-2333) か市商工観光課 (四2-2151) におたずねください。

中込み先

ニス用運動グ

でに

体操着、

公民館に申込みくださ

後と日曜日

**がみます。**)

市公民館夏季文芸ほりと書いてください。

問い合せる際には、電(☆二局三○一七番)

電柱番号のおお、

市民芸能祭

番内線二七:

一七六番)におた、一十六番)におた

H.

地方産業育成資金につ

詳細は、

貸付決定は、

月末までに通

㈱栃尾営業所

も一緒にお知らせくだ

テニスの基本技術を指導 栃尾市庭球クラブでは、 テ =会

## 県展入選者作品展を開催

八月六日から十二日ま

品をご覧くださ 市役所市民 まで この県展入選者 を会場に、 市役所にご用の での一週間。(土曜日の1月一日水から八月八日) 木 ご用の時などを 栃尾市在住の

前十時から午後三時まで。

一般成人(高校生含む)

から日没まで。

最終日 時三十

は午

今年の県展では、 かたがたが

県展賞

今年で第三十四回をむかえ

作品展を、

**夏季文芸作品を** 勤務者。 としてふさ 各種とも三点以内。 俳句、 川柳、 かち。 だし、 短歌、

ただし、 わしいもの。 住者 詩は原稿 楷書では 市内 は、東北電力 ※停電につ

吹谷の一部。

八月三十日比▼午前九時三十 後一時まで ら正午 分から午後一時三十分まで 月二十一日火▼午前九時か の地域を 下樫出の 部。 時か

作夏

品季

募文

集芸

軽音楽の夕べ 8/5 午後7時~

民踊の夕べ 8/18 午後7時30分~ 市民会館大ホール

申込み期限は、

毎月二十日

業育成資金の取扱いにつ 知らせ いただいている、地方産小企業者のみなさんから

方産

の取扱いにつ い制 て度

## 国民皆年金時代

# あたは記述がさら注意が

もう一度年金加入期間の確認を!! 年金は最低次の期間を満たさないともらえません

| 国 | 民   | 年         | 金                 | だ    | け   | 25年 |
|---|-----|-----------|-------------------|------|-----|-----|
| 国 | 民年  | E 金       | + 厚               | 生 年  | 金   | 25年 |
| 国 | 民年  | E 金       | + <sup>*</sup> 力  | ラ期   | 間   | 25年 |
| 厚 | 生年系 | 定(一生      | を通算し              | た加入  | 期間) | 20年 |
| 厚 | 生年金 | (男子<br>女子 | -<br>40才過ぎ<br>35才 | の加入期 | 間)  | 15年 |

## ※カラ期間とは

軍人恩給がもらえたり、配偶 者が厚生年金に加入しているな どの理由で、国民年金の任意加 入対象者であったが加入してい なかった期間をいう。

#### 資格期間は 短縮されます。

国民年金が始まった昭和36年にすでに歳をとっていた人は25年は無理なので、資格期間は右表のとおり短縮されています。

| 生     | 年   | 月     | B            | 老齢年金の<br>受給資格期間 |
|-------|-----|-------|--------------|-----------------|
| 大5年4  | 月1日 | 以前    |              | 10年             |
| 大5年4  | 月2日 | ~大64  | 年4月1日        | 11              |
| 大6年4  | 月2日 | ~大75  | 年4月1日        | 12              |
| 大7年4  | 月2日 | ~大84  | 年4月1日        | 13              |
| 大8年4  | 月2日 | ~大94  | 年4月1日        | 14              |
| 大9年4  | 月2日 | ~大10纪 | 年4月1日        | 15              |
| 大10年4 | 月2日 | ~大114 | 年4月1日        | 16              |
| 大11年4 | 月2日 | ~大125 | 年4月1日        | 17              |
| 大12年4 | 月2日 | ~大13年 | 年4月1日        | 18              |
| 大13年4 | 月2日 | ~大145 | 年4月1日        | 19              |
| 大14年4 | 月2日 | ~大15年 | 年4月1日        | 20              |
| 大15年4 | 月2日 | ~昭2年  | <b>半4月1日</b> | 21              |
| 昭2年4  | 月2日 | ~昭3年  | 年4月1日        | 22              |
| 昭3年4  | 月2日 | ~昭44  | 年4月1日        | 23              |
| 昭4年4  | 月2日 | ~昭5年  | <b>F4月1日</b> | 24              |

### 足りない期間は特例納付で

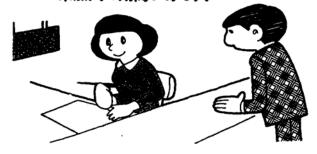
国民年金保険料は納期限から2年で時効となり、納めたくても納める事はできません。そして時効となった期間が長いと、年金がもらえなくなったり、額が少なくなったりします。

今回の特例納付は、時効などにより必要最低期間を満たす事ができない場合や、未納期間を回復する事ができるように作られたものです。これで最後の特例納付もまもなく終了しますが、すでに納付を終り、「もらえないと思っていたのがもらえるようになった。」「未納の期間を納めてより多くの年金がもらえるようになった。」という人たちがたくさんいます。



#### **■**こんな人はすぐ年金係へ相談に

- ①今、何の年金制度にも加入していない人
- ②国民年金の当然加入者で、過去に滞納や 未加入の期間がある人



- ③厚生年金の加入期間がはっきりしなかったり脱退一時金をもらった期間があるため年金を受けられるかどうか不安の人
- ④特例納付をしたいが、多額の保険料を一度に納められない人のために設けられた 年利3%の貸付制度について知りたい人
- ⑤その他、年金に関する相談
- ※相談には、印鑑・年金手帳・職歴のメモ 等を持参して下さい。